

平成15年10月から

# 家庭の使用済みパソコンの 回収・リサイクルが変わります

「資源有効利用促進法」にもとづき、家庭から出される使用済みパソコンの回収・リサイクルをする“PCリサイクル”が開始されます。これは、消費者の皆さんとメーカーが協力しながら、使用済みパソコンを再資源化することにより、廃棄物の削減と資源の有効利用の促進をめざすものです。この“PCリサイクル”がスタートすると、パソコンの回収・リサイクルは、次のようになります。



パソコンユーザー

**1** パソコンが不要になったら、メーカーに回収を申し込みます。

## 平成15年10月以降に販売されるパソコン

排出時には消費者がリサイクル料金を負担することなく、メーカーなどが使用済みパソコンを引き取ります。

(社)電子情報技術産業協会PC3R事業参加メーカーの場合) 銘板又は銘板周辺にPCリサイクルマークの表示があります。▶▶▶



## 平成15年10月までに販売されたパソコン

リサイクルに関する費用負担が行われていないため、排出時に消費者がリサイクル料金を負担します。



ノートパソコン



デスクトップパソコン



液晶ディスプレイ



CRTディスプレイ

個人で購入し不要になった  
〈対象機器〉

願います。

使用済みパソコンを回収・再資源化するためには、費用がかかります。消費者の皆さんにご負担いただく回収再資源化料金は、循環型社会をめざすために活用されます。また、メーカーでは再資源化とともに、環境負荷の少ない製品の開発を進めています。ご協力、よろしくお

PCリサイクルは  
一人ひとりの自覚から